

2011年11月議会 職員給与議案に対する討論

2011年11月29日

黄野瀬 明子

私は日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、ただいま行われました委員長報告のうち、議案第147号 大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第148号 大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2件に対して反対討論を行います。

今回の改正は、人事院勧告に基づいて大津市職員の月例給を引き下げるものです。この人事院勧告を受けての大津市の対応に問題があると考えています。

1点目は、人事院とその勧告の内容そのものについて問題があるという点です。

フランス、イギリス、ドイツなど先進国では、公務員にも労働基本権である団結権、団体交渉権、団体行動権、政治活動の自由が認められています。アメリカでも、団体行動権を除くこれらの権利が認められています。しかし、日本では争議権など労働基本権の一部が制約されています。日本の公務員も労働者である以上、憲法が認める基本的人権が保障されなければなりません。

現状、労働基本権制約の代償措置として、人事院や人事委員会が、地方公務員法第24条第3項に基づいて給与など勤務条件の改定などを行うようになっていきます。しかし今年度春闘の結果で賃上げが出ているにもかかわらず、公務員の生活と権利を保障しなければならない人事院は、昨年を上回る率で基本給のマイナス勧告を出しました。また、一時金については、人事院自らの調査結果でも、民間で0.04か月プラスになっているのに、東日本大震災の被災3県の調査ができていないことを理由に、一時金を据え置きとしました。

民間賃金に準拠するということが基本と言いながら、実態とは違う勧告で給与所得を引き下げることは、公務員労働者を保護する立場に立っておらず、不当なものであると考えます。

2点目の問題は、大津市が、人事院勧告を地域経済に及ぼす影響を考察することなく適用していることです。民間企業では、公務員給与の動向を参考に賃金決定をしており、公務員給与の引き下げは、民間給与低下の一因となっています。バブル経済崩壊以来、とりわけ経営基盤が脆弱な地方の中小企業の多くにおいて、この傾向が顕著にあらわれています。

民間給与が公務員給与を引き下げ、公務員給与が民間給与をさらに引き下げる、このサイクルを続けてきた結果、民間賃金は1997年から年収で約61万円、総額では31兆円も減っており、年収200万円以下の低所得者層は1,100万人に達しています。低所得者層の増加は、消費減少、税収減少に直結し、日本ではここ10年、GDPの成長は止まっています。大津市の地域経済も深刻な低迷を続けていることから、大津市職員給与改定の際に、地域経済にもたらす影響を慎重に考察することを求めるものです。

また、民間給与が下がり続ける中、東日本大震災の復興財源問題で、公務員給与を下げろという論調もありますが、公務員給与の削減が、かえって国の財政を支える税収を減らし、復興の足かせにもなるということは以上述べたとおりです。デフレスパイラルに歯止めをかけるために、公務員給与を上げ、民間の給与所得を上げる、経済の好循環を生む対策をとる必要があると考えます。

以上、2つの理由を申し上げ、ただいまの委員長報告に対する反対討論といたします。